

令和 4 年 6 月 10 日現在

機関番号：34305

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2021

課題番号：17K00773

研究課題名(和文) 育児休業制度の理念と実際の批判的検討 - 母親育児推奨メッセージの可視化を通じて -

研究課題名(英文) A critical examination of the philosophy and reality of Japan's childcare leave system: Through visualization of its role as a sender of messages recommending mother-biased childcare.

研究代表者

瓜生 淑子 (Uryu, Yoshiko)

京都女子大学・発達教育学部・教授

研究者番号：20259469

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：日本の育児休業制度は、取得者の利便性が向上してきた。育児休業取得者の大半は母親だが、その制度自体は子育て支援制度として肯定的に受け止められている。しかし、母親の就労支援制度としては不十分であること、待機児童対策として利用されていることなど、制度上の問題点を指摘した。その上で、育児休業制度については、休業後の保育所入所保障や職場の長時間労働の是正とあわせての改革が必要であることを示し、具体的な改革提言を行った。特に、少子化・核家族時代において、母子だけで長時間密着しすぎる問題や、1歳児の入所による保育現場の負担増の問題には、保育学や発達心理学が正面から取り組むべきであることを指摘した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

現行育休制度は取得者が母親に偏る問題があるが、このこと背景には、Bowlbyの愛着理論の影響が強かった日本では母親育児がことさら推奨されてきたことがあること、翻って、育休定着が母親育児推奨の言説を長く残させることにもなった点を指摘した。本研究は、また官製データを使ってではあるが、母親の就労支援としては極めて不十分なこと、地方行政にあっては待機児童対策として活用・推奨されていることなども指摘した。とくに、保育学や発達心理学での早期保育所保育に対する科学的検討・評価が実証的に取り組まれてこなかった点を批判して、今後の客観的で長期にわたる研究が求められていることを指摘した。

研究成果の概要(英文)：Japan's childcare leave system is improving in terms of convenience for those taking the leave. Although the majority of those taking childcare leave are mothers, the childcare leave system itself is positively accepted as a childcare support system.

However, we pointed out some problems with the system, such as its inadequacy as a system to support mothers' employment and its use as a measure for children on waiting lists. Therefore, we have made specific recommendations for the childcare leave system, indicating that it needs to be reformed along with the guarantee of admission to daycare centers after childcare leave and the correction of long working hours that are customary in Japanese workplaces. In particular, we pointed out that childcare studies and developmental psychology should tackle head-on the problem of too long hours of close contact between mother and child alone and the increased burden on childcare sites caused by the admission of one-year-old children.

研究分野：発達心理学

キーワード：育児休業制度 母親就労継続 待機児童対策 3歳児神話 乳児保育評価 育休明け保育の制度的課題

1. 研究開始当初の背景

日本で、教員等に限らず全ての職種の労働者を対象とした育児休業を可能とした法律（以下、育児休業法・育休法と略）が成立したのは1991年5月であり、その施行は翌年4月からであった。当初から、父母どちらでも取得できるなど普遍性をもった制度として始まったが、その後の約30年間に、休業補償や取得可能期間の延長などが盛り込まれ、利用者にとっての利便性が図られてきた。仕事と子育ての両立支援策としては少なくとも母親には浸透・定着してきた感がある。

しかし、取得が母親に偏る状況（研究開始当時の政府の2016年の統計値で母親81.8%、父親3.6%）は、取得期間も含めて考えれば、現在もほとんど変わらない状況がある。長期取得は母親のキャリア成長からすればどうなのか、母親のワンオペ育児を推奨する「3歳児神話」の復活なのかなど、様々な疑問もわく。とくに、核家族化・少子化の時代にあって、乳児期の母子2人だけの関係の長期化をどう考えるのかは、発達心理学や保育学にとって向き合うべきテーマではあるはずだが、育児休業制度の普及状況にかかわるテーマとして検討がされているわけではない。

2. 研究の目的

現行育休制度の抱える課題について、父母の取得のアンバランスの実態、母親の就労支援制度になっているのか、子どもの育ちにもたらす影響を検討し、さらに、それらの問題点が複合的に絡み合って保育の現場や労働現場に及ぼす問題などについても把握・可視化する。その上で、育休制度の改革について具体的な制度上の提案、および発達心理学・保育学の今後の研究課題を提示することを目的とする。

3. 研究の方法

1) 文献調査：育休制度の「改正」の流れ、政府統計、および政府の委託研究、民間の保育研究会の討論資料などを分析することで、現行の育休制度が抱える問題を可視化させる。

2) 海外の調査：女性の進出が進み、また世界初の育休制度を1974年に発足させたスウェーデンの育休制度について、保育制度と絡めて現地調査し、日本の今後の具体的提案へのヒントを得る。

4. 研究成果

研究成果は、主に、京都女子大学発達教育学部紀要の3つの論文（瓜生・清水，2018；瓜生，2020；瓜生2021）、およびそれらを1章にまとめた共著（青野他『女性の生きづらさとジェンダー』（2021）の「第6章 育児休業の光と影」）に掲載した。

1) 父母の取得の実態

育休の取得状況については、政府統計（雇用均等基本調査）では、少なくとも母親では2006年度値以降、80%を超えている（2020年度値で81.6%）。ただし、これは従業員5人以上の企業の抽出調査による数値だ。もっと実態に近い数値として、雇用保険から育児休業給付を受ける「初回受給者数」に、国家公務員・地方公務員の育休取得者数を加えたうえで、当該年度出生児数を近似値として分母として算出すると、2019年度値でも43.4%であり、半数を超えてはいない（図1）。女性公務員の場合、すでに取得率が100%近いことからすると、女性労働者全体で見

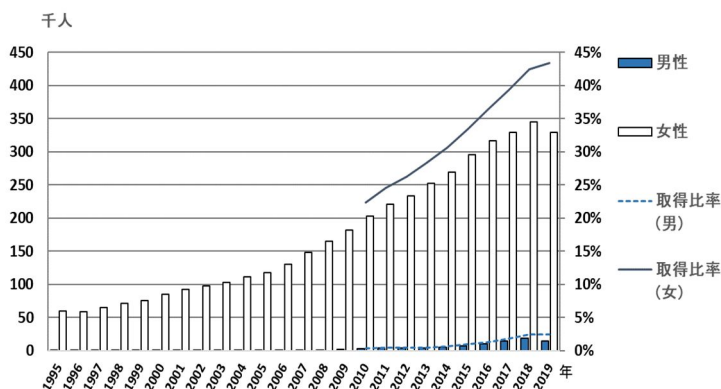


図1 育児休業給付の「初回受給者」の推移の状況（公務員を含む）

棒線（左目盛り）は各年度の、厚生労働省「雇用保険事業年報」・人事院「公務員白書」・総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」より作成。折れ線（右目盛り）は、棒線の数値を分子にし、厚生労働省の「人口動態調査」の各年の出生数を近似値として分母として計算した推定値。

た場合、浸透・活用は政府統計ほどではない実態もわかる。

また、取得の男女差については、長らく男性の取得率は1~2%程度であったが、政府も危機感を募らせ、男性の取得率アップにことさら力を入れてきた。その結果、ここ数年上昇し、雇用均等基本調査でも2020年に10%を超えた。しかし、日本の調査値は、取得日数ではなく取得の有無であり、1日でも取得すればカウントされる。男性の7割は2週間未満の取得というから（女性の7割は10か月以上。いずれも同調査の2018年度値）、実態を表してはいない。

父親が休業取得をしたがらない・しにくい背景には、家庭責任を果たせない長時間労働が慣行化している労働現場の実情がある。それに加えて、近年、育児休業が現場の人減らしになっている現状も浮かび上がる。図2は、国家公務員について育児休業中の「代替措置」の状況を示したものだ。2005年頃より人員の手立てがないままに休業者を抱える事態が増加している。育休者が多い職場では、恒常的な人員削減が起きているともいえる。ちなみに、育休に伴う代替措置が休業法の条文に明記されているのは国家公務員・地方公務員の法律に関してだけであるにもかかわらず、こうした状況なのだ。

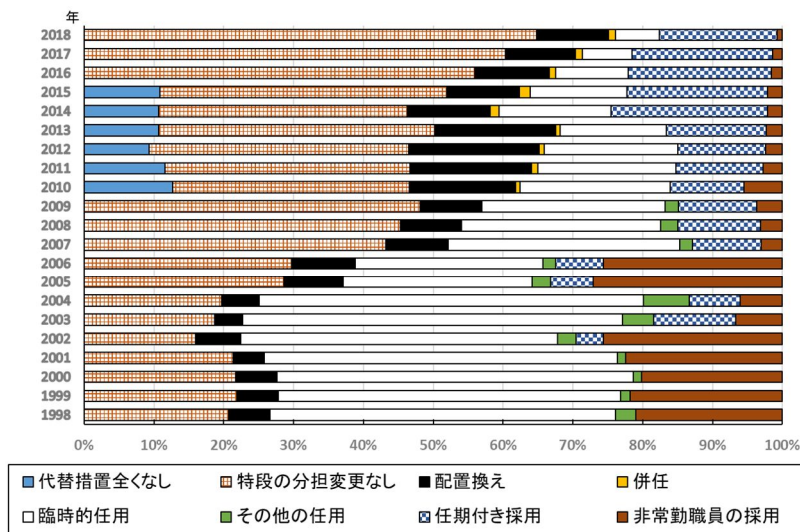


図2 国家公務員の育児休業中の代替措置の状況

人事院の各年の「公務員白書」より作成

2) 母親の就労継続支援になっているのか

長らく、この制度が実際に母親の就労継続支援になっているのかという点については否定的な研究結果が多かったのだが、国立社会保障・人口問題研究所の直近の「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）報告書」（2017）がようやく肯定的な結果を示した。それによると、第一子の出生年が2010~2014年の最新コホート・データで、妊娠判明時に有職だった母親の内、「有職」と「無職」の比が、53:47と初めて逆転した。また、就労継続したもののうち、約3/4が育休を利用してはいる。

しかし、それはあくまで子どもが1歳になった時点のデータである。そこで、厚生労働省の「21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）の概況」（2019）において第8回調査結果までの変化で見ると図3のように、子どもが生後半年の時点で、育休制度の恩恵を受けにくい「パ

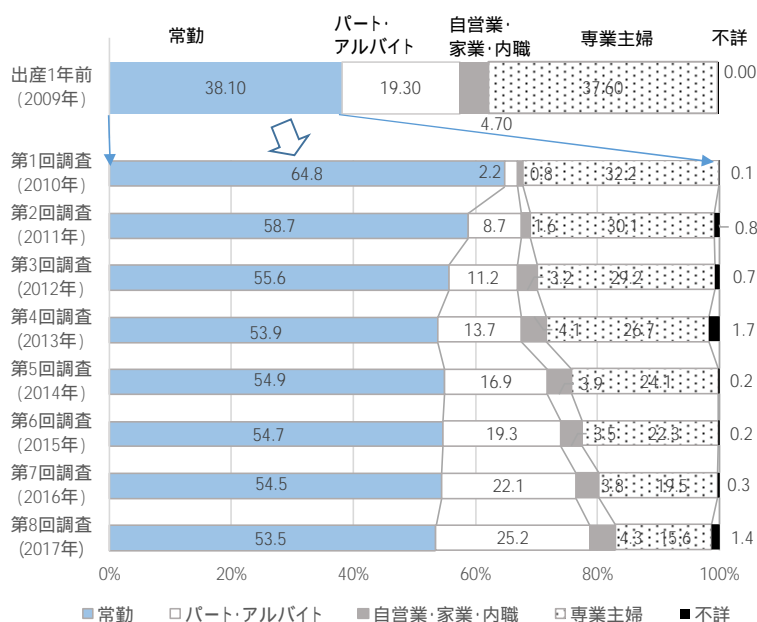


図3 出産1年前からの母の就業状況変化

厚生労働省（2019）の「21世紀縦断調査（平成22年出生児）の概況」をもとに作成。第1回以降は、出産前常勤者のその後の変化を示す。就労者数には育休者を含む。数値は調査回ごとのもので、個人内変動を示してはいない。

ート等」では 1/3 程度になる。他方、「常勤者」も、子どもが小学 2 年生時点では半分程度となる一方、1/4 は「パート等」となる。正規雇用者であっても未だに就労継続のハードルは厳しいことが示されている。

3) 休業制度が子どもにもたらす問題

子ども・子育て新制度の実施が本格化した 2015 年頃より、下の子のために親が育休を取ると上の子ども退園を求められる「育休退園」という問題が新聞紙上でも知られるようになった。しかし、そのことへの批判は、これでは第二子以降の生み控えを招き少子化対策に逆行するという論調が主たるものだった。子どもには安定した養育環境（保育環境を含む）が整えられるべきという点からの批判は弱かった。

しかも、自治体首長の中には、子どもは「（退園して）お母さんと一緒にいたい」と言うはずだと述べる者もいた。「3 年間抱っこし放題」の育休延長構想を打ち上げようとした首相もいた。こうした公人の発言からは、育休制度が、「3 歳までは母親の手で」という母親育児の推奨（いわゆる「3 歳児神話」言説）に支えられて社会に受け入れられ、受け入れられることでその言説が一層浸透するという状況が浮かび上がる。

近年、3 歳児以降の幼児保育と比べて、「未満児保育」、とくに 0 歳児保育が抑制されてきた状況は、当初から育休制度に織り込み済みの帰結である。待機児童問題の深刻さは社会問題となっているが、厚生労働省の正式発表（2016 年 9 月）によって「隠れ待機児童」の存在が可視化されることとなり、このうち、一定数がやむなく育休延長によっていることも示された。その一方で、育休を長期に取得した場合にその後の保育所入所を約束するという「入園予約制度」を採用する自治体も出てきており、厚労省はこの制度を「保育利用支援事業」の 1 つに 2017 年度から組み入れ、補助金対象としている。これらは、育児休業が、有効な待機児童対策として活用されている面を物語っている。

実際、育休が制度として定着する中、満 1 歳以降になって保育所入所する子どもが多くなってきたが、そのことが現場に混乱をもたらしていることはあまり知られていない。0 歳時期の入所と比べ、1 歳を過ぎてからの入所では人見知りも強く、また育児技術の伝承が難しくなっている中で、個々の家庭での食事や睡眠の課題を引き受けて振り回される保育の現場の実情も、保育者の声を拾う中、可視化された。1965 年以来、変更のない 1 歳児の保育士配置基準（子ども 6 人に対して保育者 1 人）の改善が、育休浸透に合わせても喫緊の課題となっている。

4) 0 歳児保育は必要悪なのか

早期教育（保育）の効果については、アメリカの 70 年代のペリー・プロジェクトの介入政策効果に関する Heckman らの追跡研究（2006）以来、OECD はじめ、世界的にも大きな関心が寄せられている。

日本でも、経済学など政策科学に携わる研究者が、大規模データによって、保育所・幼稚園の保育効果などを比較・検証し始めている（例：山口，2021）。しかし、子どもの育ちに最も関わっているはずの発達心理学・保育学の研究は非常に限られている状況である。

その背景には、心理学研究において Bowlby のアタッチメント理論の影響が長らく続いたことがある。Bowlby の理論自体、二度の世界大戦で家族を失った多くの子どもたちの育ちという社会的課題の解決に一定の役割を果たしてきた。しかし、日本では「3 歳児神話」とも呼ばれる育児言説として、長くかつ広い分野に影響を及ぼし、母親が就労することをためらう風潮が強かった。しかし、今、母親の就労と核家族化・少子化による家族・家庭の機能縮小とその多様化の中で、共同子育てシステムである保育園の役割がアロケア（allo-care：血縁を超えた複数の他者による育児や介護などのかかわり行動）の 1 つの形態として目を向けられるようになってきている（杉井，2021）。時代が要請するこうした社会的課題に応える実証的研究が求められる。とくに発達心理学や保育学にはそれが求められて当然であろう。

5) 現行育休制度の改革に向けて

以上のような育休制度の“影”の分析から、実践的課題は以下のようにまとめられる。

(1) 取得の長期推奨を前提としない制度に

長すぎる休業は、母親のキャリア成長にとってハンディとなる。待機児童対策としての活用を防ぐためには、「育休明けの保育の保障」が法律に明記される必要がある。例えば、スウェーデンでは、プレスクール全入運動を背景に、出産後 4 か月以内のプレスクール入所が約束されている（1 歳児以降ではあるが）。子どもの権利として保育が保障されている。

(2) その恩恵が「正規雇用の母親にとってだけ」の制度にしない

非正規労働は女性だけではなく、今世紀に入って、若年男性、公務員等にまで一層進んでいる。非正規雇用者の育休取得要件は法改正によって緩和されてきたとはいえ、非正規であることにより、育休を取れたとしても、休業給付の保障がない雇用者もいる。この問題解決には、現行の育児休業給付の財源を雇用保険からとしていることにも議論が必要となる。

(3) 休業を「0」か「1」かの制度にしない柔軟な制度に

職場からの全面的離脱の期間を今以上に長期化させないためには、スウェーデンなどにある、育児休業と短時間勤務を組み合わせた「部分育休制度」の導入も検討されてよいだろう。この制度については、2021年の法改正に向けた男性の取得率アップを目指す議論の中で、より柔軟な取得法として話題になり始めた。それを男性だけの制度にせず、男女ともに長期の休業のデメリットに目を向けた制度として検討される必要がある。

ただ、ストックホルム大学での現地ヒアリングでも、部分育休制度には救済対策的側面が強いと受け止められているようであった。日本では多いとは言えないが、0歳児産休明け保育の実績もあるのに比べ、スウェーデンでは、育児休業法が制定された1974年当時、0歳児は私的な家庭的保育が主な預け先であり、そこに不安を抱いた親たちの多くが育児休業を取得したという歴史的経過があるようである（『政治のなかの保育』（かもがわ出版、2010年）の著者、B.Martin氏への現地ヒアリングによる）。育児休業法と保育保障とはセットで検討されるべきことはここでも確認される。

（４）核家族・少子化時代にあつての乳幼児の育ちの保障はどうあるべきかの議論と研究を

Bowlby（1951、訳1965）の愛着理論の影響がひととき強かった日本では、心理学研究が母子関係の一方的強調から「母親を家に引きとめる心理学」（柏木、1995）であった状況が長く続いた。高辻（2016）がようやく『児童心理学の進歩 2016年版』で「乳幼児の保育所経験と発達」を取り上げレビューしたが、調査対象をより普遍性を持ったものとし、一定のスパンでその育ちを追う日本の縦断研究はこれからだと言わざるを得ない。

<引用・参考文献>

人事院「公務員白書」（<https://www.jinji.go.jp/hakusho/>）

柏木恵子・高橋恵子 2018 『発達心理学とフェミニズム』 ミネルヴァ書房

国立社会保障・人口問題研究所 2017「現代日本の結婚と出産 - 第15回出生動向基本調査（独身者調査ならびに夫婦調査）報告書」（http://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou15/NFS15_reportALL.pdf）

厚生労働省「人口動態調査」（<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1a.html>）

厚生労働省 2019「第8回21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）の概況」（<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/syusseiji/17/dl/gaikyou.pdf>）

杉井潤子 2021「多様な家庭環境で育つ子どもたち」げんき、184、2-12

総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」（<https://www.e-stat.go.jp/statistics/00200213>）

高辻千恵 2016「乳幼児の保育所経験と発達」日本児童研究所監修 稲垣佳世子・斉藤こずゑ・高橋知音編 児童心理学の進歩 2017年版 金子書房

瓜生淑子 2020「育児休業制度の実情と課題(2) 取得期間の延長だけが最善の策か」京都女子大学発達教育学部紀要、16、107-116.

瓜生淑子 2021「育児休業制度の充実の課題(3) - 独り歩きする男性の取得率目標 - 」京都女子大学発達教育学部紀要、17、105-114

瓜生淑子 2021「育児休業の光と影」青野篤子他編『女性の生きづらさとジェンダー』有斐閣、124-144

瓜生淑子・清水民子 2018「育児休業制度の実情と課題 - ジェンダー・アンバランスの根源にあるものは何か - 」京都女子大学発達教育学部紀要、14、105-114.

山口慎太郎 2021『子育て支援の経済学』日本評論社

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 瓜生淑子	4. 巻 17
2. 論文標題 育児休業制度の充実の課題（3）- 独り歩きする男性の取得率目標 -	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 京都女子大学発達教育学部紀要	6. 最初と最後の頁 131-141
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 瓜生淑子	4. 巻 16
2. 論文標題 育児休業制度の実情と課題（2）-取得可能期間の延長だけが最善の策か-	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 京都女子大学発達教育学部紀要	6. 最初と最後の頁 107-116
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 瓜生淑子・清水民子	4. 巻 14(1)
2. 論文標題 育児休業制度の実情と課題 ジェンダー・アンバランスの根源にあるものは何か	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 京都女子大学発達教育学部紀要	6. 最初と最後の頁 105-114
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 杉井潤子	4. 巻 43
2. 論文標題 現代社会における家族支援のあらたな展開	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ソーシャルワーク研究	6. 最初と最後の頁 5-18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 杉井潤子	4. 巻 184
2. 論文標題 多様な家庭環境で育つ子どもたち	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 げ・ん・き	6. 最初と最後の頁 2-12
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 瓜生淑子・大野歩・矢崎桂一郎・清水民子・奥野(杉山)隆一
2. 発表標題 スウェーデン『政治のなかの保育』からの示唆
3. 学会等名 日本保育学会73回大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 瓜生淑子
2. 発表標題 未就学児を持つ父親の家事・育児参加を阻む要因について 求められるのは、意識改革か、生活・労働実態の改善なのか
3. 学会等名 日本発達心理学会第30回大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 杉井潤子・伊藤悦子
2. 発表標題 「子どもの貧困」に対する教育学部学生・教員の責任意識」
3. 学会等名 第16回福祉社会学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 瓜生淑子・清水民子
2. 発表標題 育児休業の光と影
3. 学会等名 心理科学研究会 2017年春集会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 日本家政学会編 杉井潤子他	4. 発行年 2018年
2. 出版社 丸善出版	5. 総ページ数 220
3. 書名 現代家族を読み解く 1 2 章	

1. 著者名 青野篤子他	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 346
3. 書名 女性の生きづらさとジェンダー - 「片隅」の言葉と向き合う心理学-	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	杉井 潤子 (Sugii Junko) (70280089)	京都教育大学・教育学部・教授 (14302)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------